

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和2年10月12日（令和2年（行情）諮問第515号及び同第516号）

答申日：令和3年8月5日（令和3年度（行情）答申第201号及び同第202号）

事件名：特定労働基準監督署の監督復命書整理簿（特定年度分）の一部開示決定に関する件  
特定労働基準監督署の監督復命書整理簿（特定年度分）の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別表の1欄に掲げる文書1及び文書2の各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和2年4月13日付け青労発基0413第2号及び同年5月12日付け千労発基0512第5号により青森労働局長及び千葉労働局長（以下、併せて「処分庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

本件対象文書には、法5条2号イ、4号並びに6号柱書き、イ及びホに該当する情報が記載されている部分はない。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明の要旨は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

#### 1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、令和2年2月17日付け（同月19日受付）及び同年3月25日（同月27日受付）で処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象文書の各開示請求を行った。

(2) これに対して処分庁が一部開示の原処分を行ったところ、審査請求人

はこれを不服として、令和2年7月10日付け（同月13日受付）及び同月14日付け（同月15日受付）で本件各審査請求を提起したものである。

## 2 諮問庁としての考え方

本件対象文書については、文書2の法の適用条項を一部追加変更し、法5条2号イ、4号（注）並びに6号柱書き、イ及びホとした上で、原処分における不開示部分を維持することが妥当であると考えます。

（注）諮問庁の記載誤り。下記第5の1なお書き参照

## 3 理由

### （1）本件対象文書の特定について

本件開示請求を受けて、処分庁は、原処分1においては青森労働局特定労働基準監督署A（以下、「労働基準監督署」は「監督署」という。）において平成30年度に、原処分2においては千葉労働局特定監督署Bにおいて平成28年度にそれぞれ実施した監督指導についての監督復命書の情報を一覧にした監督復命書整理簿を文書1及び文書2として特定した。

### （2）監督復命書整理簿について

労働基準監督官が臨検監督指導を行ったとき、監督結果に係る情報を労働基準監督署長に復命するための監督復命書を作成する。監督復命書の情報を一覧にしたものが監督復命書整理簿である。

監督復命書整理簿には、①標題、②総件数、③No.、④監督種別、⑤整理番号、⑥監督等年月日、⑦監督重点対象区分、⑧労働保険番号、⑨事業場名、⑩業種、⑪署長判決、⑫完結の有無、⑬監督官氏名及び⑭備考の各記載欄がある。

### （3）原処分における不開示部分について

原処分においては、上記（2）の各記載欄のうち、④監督種別、⑦監督重点対象区分、⑧労働保険番号及び⑨事業場名の全てをそれぞれ不開示としている（ただし、文書1のNo.123については、④、⑦、⑪及び⑫を不開示としている。）。

### （4）不開示情報該当性について

#### ア 法5条2号イ及び6号ホの不開示情報該当性

⑧労働保険番号及び⑨事業場名は、事業場を特定することができる情報であり、これが公にされた場合、特定の事業場に対して監督指導が実施されたことが明らかになる。

監督指導とは、主体的、計画的に対象事業場を選定して実施するほか、労働者からの申告や労働災害の発生により実施するものである。定期監督（主体的、計画的に実施する監督指導）等では、平成27年には69.1%の事業場において何らかの労働基準関係法令違反

が認められている。また、本件開示請求の対象期間と重なる平成28年及び平成30年においては、それぞれ11月を「過重労働解消キャンペーン」とし、長時間の過重労働による過労死に関する労災請求があった事業場や、若者の「使い捨て」が疑われる事業場等に対し、集中的に監督指導等を実施する旨が広報されている。このため、監督指導が実施された事実のみをもって当該事業場に対する信用を低下させ得るものであり、取引関係や人材確保等の面において、同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、文書1のNo. 123及び文書2のNo. 300を除く事業場については法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

文書2のNo. 300の事業場は、地方公共団体が経営する企業であるため、⑧及び⑨は、法5条6号ホに該当する。

文書1のNo. 123の事業場は、地方独立行政法人であり、そのため、本来は、法5条6号ホにより、⑧及び⑨を不開示とし、⑪署長判決、⑫完結の有無を開示とすべきであったが、既に原処分において⑧及び⑨が開示されていることから、同号ホにより、⑪署長判決及び⑫完結を不開示とすることが妥当である。

#### イ 法5条6号柱書き及びイの不開示情報該当性

(ア) ④監督種別欄には、定期監督、災害時監督、災害調査、申告監督又は再監督の5種類のいずれかを記載することとされている。監督の種類を公にすると、仮に当該監督が申告監督であった場合には、原処分において開示されている監督指導年月日等から、監督を受けた事業者において、当該事業場に対して行われた監督指導が労働者からの申告に基づくものであることが明らかとなり、当該事業場の労働者のうち、いずれの者が申告をしたのかといった、いわゆる「犯人探し」が行われるおそれがある。その結果、労働者は、申告を行うことにより自らに不利益な取扱いが及ぶことをおそれて、申告をちゅうちょすることとなるおそれがある。

また、申告監督の場合のみ不開示とすると、不開示の場合は申告監督であることが明らかとなるので、申告監督以外の場合も含め、監督種別に係る情報全てを不開示とすることが必要である。

(イ) ⑦監督重点対象区分欄には、監督種別が定期監督の場合に限り、各都道府県労働局、労働基準監督署で定めた監督指導における重点対象区分を記載することとされている。このため、その記載内容を公にすると、当該監督が定期監督であることが明らかとなる。

また、記載がある場合のみ不開示とすると、空欄については、直ちに災害の発生がない場合等には申告監督であることが明らかとな

り、上記（ア）の場合と同様の事態が生ずるおそれがあるので、その記載の有無にかかわらず不開示とすることが必要である。

（ウ）以上により、これらの情報については、それが公にされた場合、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、労働基準行政機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法な行為の発見を困難にするおそれがあることから、法5条6号柱書き及びイに該当し、不開示とすることが妥当である。

#### （5）審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、上記第2の2のとおり主張しているが、不開示情報該当性については、上記（4）で示したとおりであり、審査請求人の主張は失当である。

#### 4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和2年10月12日 諮問の受理（令和2年（行情）諮問第515号及び同第516号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同月29日 審議（同上）
- ④ 令和3年7月29日 本件対象文書の見分（同上）、令和2年（行情）諮問第515号及び同第516号の併合並びに審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書の一部について、文書1については法5条2号イ、4号並びに6号柱書き、イ及びホに該当するとして、文書2については同条2号イ並びに6号イ及びホに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は、不開示部分に係る法の適用条項として、原処分2については、法5条4号及び6号柱書きを追加した上で、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、法5条4号該当性について、諮問庁は、理由説明書において、本件対象文書の不開示部分について同号を適用するとの考え方（上記第3の

2) を示す一方で、具体的な説明をしていない(上記第3の3)。そこで、当審査会事務局職員をして確認を求めさせたところ、諮問庁から、法5条4号該当性の適用については記載誤りであるとの回答があったことから、以下、諮問庁は同号該当性を主張していないものとして判断を行う。

## 2 別表の2欄に掲げる部分の不開示情報該当性について

### (1) 「労働保険番号」欄及び「事業場名」欄

当該部分(文書1のNo. 123を除く。)については、原処分において、「署長判決」及び「完結の有無」の各欄の記載内容が開示されており、加えて事業場名及び労働保険番号を公にすると、それぞれの事業場に対する監督指導の結果等が明らかになることから、取引関係等の面において、同業他社との間で競争上の地位や企業経営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

また、当審査会事務局職員をして厚生労働省、青森労働局及び千葉労働局のウェブサイトを確認させたところ、これら監督指導を受けた事業場名及び労働保険番号を特定し得る情報は記載されていなかった。

したがって、当該部分については、法5条2号本文に規定する法人等の事業場については同号イに、その余の法人等の事業場(文書2のNo. 300の事業場)については同条6号ホにそれぞれ該当し、不開示とすることが妥当である。

### (2) 「監督種別」欄

ア 当該部分の不開示情報該当性について、諮問庁は、理由説明書(上記第3の3(4)イ(ア))において、おおむね以下のとおり説明する。

当該部分には、定期監督、災害時監督、災害調査、申告監督及び再監督の5種類のいずれかを記載することとされている。監督の種類を公にすると、仮に当該監督が申告監督であった場合には、原処分において監督等年月日や業種が開示されていることから、当該事業場に対して行われた監督指導が労働者からの申告に基づくものであったことが事業者において明らかになり、当該事業者の労働者のうち、いずれの者が申告をしたのかといった、いわゆる「犯人探し」が行われ、その結果、労働者が申告を行うことにより自らに不利益な取扱いが及ぶことを懸念して、申告をちゅうちょすることとなるおそれがある。

また、申告監督の場合のみ不開示とすると、不開示の場合は申告監督であることが明らかになるので、申告監督以外の場合も含め、監督種別に係る情報全てを不開示とすることが妥当である。

イ 当審査会において本件対象文書を見分したところ、「監督等年月日」及び「業種」の各欄が原処分において開示されていることから、監督

種別が公にされた場合、自らが受けた監督がいずれの監督種別に該当するかが事業者において推認し得るところとなり、申告監督の場合、労働基準監督機関による臨検監督が労働者からの申告に基づくものであったことが明らかとなって、申告者の探索が行われることなどにより労働基準監督機関の重要な情報源が損なわれるおそれがある旨の上記アの諮問庁の説明は首肯できる。

このため、当該部分は、これを公にすると、労働基準監督機関の監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当し、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

### (3) 「監督重点対象区分」欄

ア 当該部分の不開示情報該当性について、諮問庁は、理由説明書（上記第3の3（4）イ（イ））において、おおむね以下のとおり説明する。

当該部分には、監督種別が定期監督の場合に限り、各都道府県労働局、監督署で定めた監督指導における重点対象区分を記載することとされている。このため、その記載内容を公にすると、当該監督が定期監督であることが明らかとなる。

また、記載がある欄のみ不開示とすると、空欄については、直近に災害の発生がない場合等には、申告監督であることが明らかとなり、上記（2）アの場合と同様の事態が生ずるおそれがある。このため、当該部分については、記載の有無にかかわらず不開示とすることが必要である。

イ 当審査会において本件対象文書を見分したところ、監督の種類が定期監督の場合に限り「監督重点対象区分」欄が記載されていると認められることから、当該欄に記載がある場合には、定期監督であること及びその重点対象区分が明らかとなり、また、記載がない場合において、直近に災害の発生がないとき等には、原処分において監督指導年月日や業種が開示されていることから、自らの受けた監督が申告監督であったことが事業者において推認し得ることとなる等とする上記アの諮問庁の説明は首肯できる。

このため、当該部分は、これを公にすると、労働基準監督機関の監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当し、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

### (4) 文書1のNo. 123の「署長判決」欄及び「完結の有無」欄

ア 諮問庁は、理由説明書（上記第3の3（4）ア）において、文書1のNo. 123の「署長判決」欄及び「完結の有無」欄について、法5条6号ホに該当し、不開示とすることが妥当であるとする。これについて、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

「署長判決」欄には、監督指導の結果を受けて監督署がその後どのような措置を講じるかが記載され、「完結の有無」欄には、監督指導が完結しているか否かが記載されている。文書1のNo. 123については、原処分において労働保険番号及び事業場名が既に開示されていることから、これに加えて当該部分を開示すると、当該事業場がどのような指導を受けているのか、事業場が自ら公表した内容を超えて、全容が類推されるほか、それらの事業場における是正状況が明らかとなり、是正状況のいかんによっては、当該事業場に対する信用を低下させ、取引関係等の面において、同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

イ 本件対象文書を見分したところ、文書1のNo. 123には、独立行政法人等に対する監督の情報が記載されていることが認められ、当該部分を公にすると、当該事業場がどのような指導を受けているのか類推されるほか、当該事業場における是正状況が明らかとなり、是正状況のいかんによっては、当該事業場に対する信用を低下させるおそれがある等の諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該部分は、これを公にすると、独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがあると認められることから、法5条6号ホに該当し、不開示とすることが妥当である。

### 3 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条2号イ、4号並びに6号柱書き、イ及びホに該当するとして不開示とした各決定について、諮問庁が不開示とされた部分は同条2号イ並びに6号柱書き、イ及びホに該当することから不開示とすべきとしていることについては、不開示とされた部分は、同条2号イ並びに6号イ及びホに該当すると認められるので、同号柱書きについて判断するまでもなく、妥当であると判断した。

（第3部会）

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別表 不開示情報該当性

1 文書番号及び 文書名		2 原処分における不開示部分	
		該当箇所	法5条各号該当性
文書 1	平成30年度 特定労働基準 監督署Aの監 督復命書整理 簿	④監督種別, ⑦監督重点対象区分	6号柱書き及びイ
		⑧労働保険番号, ⑨事業場名(No. 123を除く。)	2号イ
		⑪署長判決, ⑫完結の有無(No. 123に限る。)	6号ホ
文書 2	平成28年度 特定労働基準 監督署Bの監 督復命書整理 簿	④監督種別, ⑦監督重点対象区分	6号柱書き及びイ
		⑧労働保険番号, ⑨事業場名(No. 300を除く。)	2号イ
		⑧労働保険番号, ⑨事業場名(No. 300を除く。)	6号ホ